

秘密保持契約書

一般財団法人雇用開発センター（以下「甲」という）と東芝デジタルマーケティングイニシアティブ株式会社（以下「乙」という）は、乙が甲に委託し甲が受託する人事関連業務（以下「本件業務」という）につき、以下のとおり秘密保持契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（定義）

本契約における「秘密情報」とは、文書、口頭で秘密である旨を表示して開示され、口頭の場合は開示当事者がその要約を10日以内に相手方に文書化して秘密として示した場合、情報又は物品であるかを問わず、本件業務に関して知り得た開示当事者、開示当事者の子会社、開示当事者の関連会社、開示当事者の取引先又は開示当事者の従業員等の事業情報、営業情報及び技術情報その他一切の第三者に知られたくない情報をいう。但し、次の各号に該当する場合は、この限りでない。

- ① 公知の事実又は被開示当事者の責めに帰すべき事由によらずして公知となった事実
- ② 被開示当事者が第三者から適法に取得した事実
- ③ 開示の時点で被開示当事者が保有していた事実
- ④ 法令、政府機関、裁判所の命令により開示が義務付けられた事実

2. 甲及び乙は、前項の規定に関わらず、当事者の一方が他の当事者に開示又は提供した「個人情報」は秘密情報として取り扱う。ここで個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）をいう。

第2条（秘密保持）

甲及び乙は、法令及び本件業務に関して各省庁より告示されるガイドライン等を遵守しなければならない。

2. 甲及び乙は、開示当事者の秘密情報を本件業務の目的のみに使用することとし、それ以外の目的のために使用してはならない。
3. 甲及び乙は、開示当事者の秘密情報をあらかじめ開示当事者の書面による承諾を得た場合を除き、書類又は電磁的記録媒体等に複写又は複製してはならない。但し電子データにより受領した場合で、本件業務関係者間での共有を目的とする転送、複製はこの限りではない。
4. 甲及び乙は、開示当事者の秘密情報を第4条に定める場合を除き、廃棄又は残置してはならない。
5. 甲及び乙は、開示当事者の秘密情報を第三者に対し開示してはならない。但し、以下の各号に該当する場合はこの限りでない。

- ① 開示当事者の事前の書面による承諾があるとき
- ② 本件業務のために必要な限度で、機密性について十分説明した上、委託された弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士又は保険会社等に対し秘密情報を開示するとき

6. 甲及び乙は、前項の規定により秘密情報を開示した第三者の秘密保持義務違反についても、損害賠償責任を含め一切の責任を負う。

第3条（従業員教育）

甲及び乙は、自らの従業員に対して、本契約に定める事項を十分に説明し、秘密情報の保持についての教育を徹底しなければならない。

第4条（返還等）

甲及び乙は、開示当事者が要求した場合又は本件業務が終了した場合は、秘密情報の原本及びその複製したものの全てを速やかに開示当事者に返還し又は廃棄し、開示当事者が要求した場合はその旨を開示当事者に書面をもって通知しなければならない。

第5条（事故発生時の対応）

甲及び乙は、秘密情報が第三者に漏洩するおそれが生じたときは、直ちに開示当事者に報告し、損害の発生及び拡大防止に努めなければならない。

第6条（損害賠償）

甲及び乙は、秘密情報が第三者に漏洩した場合には、相手方または第三者に対し、当該損害を賠償する責任を負う。

第7条（反社会的勢力の排除）

甲および乙は、自ら（代表者、役員、実質的に経営権を有する者、従業員を含む）が反社会的勢力（暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他の反社会的勢力をいう。以下同じ）ではないこと、反社会的勢力でなかったこと、反社会的勢力と関係を有していないこと、反社会的勢力を利用しないこと、法的責任を超えた不当な要求を行わないこと、業務を妨害する行為や名誉・信用を毀損する行為を行わないことを誓約し、保証する。

2 甲または乙が前項に違反した場合、相手方当事者は直ちに本契約およびその他締結済みの契約を解除できるものとし、当該解除権の行使により違反当事者に損害が生じても、相手方当事者は損害賠償責任を負わない。

3 前項による解除権の行使は、違反当事者に対する損害賠償請求を妨げない。

第8条（存続期間）

本契約は、本件業務終了後5年間を経過するまで存続するものとする。

第9条（協議解決）

甲及び乙は、本契約に定めのない事項、又は本契約の解釈について疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議のうえ解決する。

第10条（合意管轄）

甲及び乙は、本契約に関し裁判上の紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲乙相互に記名・捺印のうえ、各1通を保有する。

2022年1月1日

甲： 東京都千代田区永田町1丁目11番28号
合人社東京永田町ビル5階
一般財団法人 雇用開発センター
代表理事 中道 浩

乙： 東京都港区芝公園1-8-4 NREG 芝公園ビル
東芝デジタルマーケティングイノベーション株式会社
代表取締役社長 織茂 栄

